

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和6年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、特定バイオマス発電設備に対する固定資産税の減額措置等を講じるとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和6年 6月議会 議案 第72号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税について、対象施設を拡大して引き続き実施するものです。	令和6年 6月議会 議案 第73号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	産業振興促進区域での特別償却設備等に係る固定資産税の課税免除を引き続き実施するものです。	令和6年 6月議会 議案 第74号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	生活保護法の改正及び高齢者への配食サービス事業の終了に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和6年 6月議会 議案 第75号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 生活保護法の改正及び高齢者への配食サービス事業の終了に伴い、所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	システム 管理課 089-948- 6340
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市公民館条例の一部を改正する条例	道後公民館の耐震改修工事の完成に伴い、講義室の使用料を改定するものです。	令和6年 6月議会 議案 第76号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	内閣府・文部科学省令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を改正するものです。	令和6年 6月議会 議案 第77号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	内閣府令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正するものです。	令和6年 6月議会 議案 第78号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市幼稚園型認定こども園, 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	内閣府・文部科学省告示の改正に伴い, 幼稚園型認定こども園等の認定の要件を改正するものです。	令和6年 6月議会 議案 第79号	パブリック コメント	R6.4.15 ～ R6.5.20	パブリックコメントを実施し, 広く市民の皆様 に意見を聴きました。	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び松山市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	水道法施行令等の改正に伴い, 本市の水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者並びに専用水道の水道技術管理者が有すべき資格を改正するものです。	令和6年 6月議会 議案 第80号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 本市の水道事業の布設工事監督者及び水道 技術管理者並びに専用水道の水道技術管理 者が有すべき資格に関するものであり, 市民等 に義務を課し, 又は権利を制限するものでは ないことから, 実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため	企業総務課 089-998- 9820 生活衛生課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	建築基準法の改正に伴い, 長屋, 興行場, 百貨店等の部分的な木造 化のために必要な事項を定めるも のです。	令和6年 6月議会 議案 第81号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 長屋, 興行場, 百貨店等の部分的な木造化に 関して必要な事項を定めるものであり, 市民等 に義務を課し, 又は権利を制限するものでは ないことから, 実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため	建築指導課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。